

技 第 800 号  
令和7年3月25日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長  
( 公 印 省 略 )

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する  
間接費の設計変更の積算方法に関する試行の改定について

このことについて、別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

土木部技術管理課

農林設計基準係 0852-22-5942/5653

土木設計基準係 0852-22-5941/5390

E-mail : [sekisan-system@pref.shimane.lg.jp](mailto:sekisan-system@pref.shimane.lg.jp)

写し

技 第 800 号  
令和 7 年 3 月 25 日

隠岐支庁関係各局長  
農林水産部関係各課長  
農林水産部地方機関の長  
土木部関係各課長  
土木部地方機関の長

様

土木部技術管理課長

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する  
間接費の設計変更の積算方法に関する試行の改定について（通知）

このことについて、令和 6 年 5 月 30 日付け技第 166 号により通知しているところですが、令和 7 年 4 月より浜田地区の資材地区（ブロック）割を改定することに伴い、当該通知を以下のとおり改定するので、関係職員に周知願います。

ちなみに、令和 3 年災害の早期復旧に万全を期すために開始した本試行ですが、令和 3 年災害の復旧工事が概ね完了したことを受け、取扱いについて検討した結果、昨今の情勢を踏まえ今後も運用を継続することとします。

なお、市町村へは別途参考送付しています。

記

#### 1 改定内容

「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の積算方法に関する試行要領の運用」の別表 1～10 に「浜田 I」、「浜田 J」を追加

#### 2 対象工事

島根県農林水産部及び土木部（港湾空港課空港事業、建築住宅課を除く）が所管する建設工事

#### 3 適用

令和 7 年 4 月 1 日以降に起案する発注工事

#### 4 その他

本試行要領は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。

「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部－技術管理課－01-03-410【設計積算基準関連通知】「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の積算方法に関する試行について」

土木部技術管理課

農林設計基準係 0852-22-5942／5653

土木設計基準係 0852-22-5941／5390

E-mail : [sekisan-system@pref.shimane.lg.jp](mailto:sekisan-system@pref.shimane.lg.jp)